

税関長交渉～その3～

議題2

要員確保及び機構、執行体制の充実について

2 要員の確保と適正配置

(2) 取締部門の要員確保

取締部門は、海上及び航空に関わらず人員が減らされている状況であり、税関に課せられた使命である「社会悪物品の水際取締り」どころか、NACCS処理等の事務処理にさえ支障を来している状況である。また、取締部門は、従来より新人育成の場として、新規採用職員が各班に一人は配属されており、人員に比し上司、先輩職員の業務負担が重い上、張込み等により24時間体制の勤務にもなり得るという過酷な職場であるにもかかわらず、定員の削減をされ、人員不足による業務負担が職員の創意工夫では対応できない程の限界状況に達している。

近年、水島や沖繩等の他関で、外国船舶から大量の不正薬物の摘発が相次いでいる状況から、船舶による密輸は確実に増加しており、これを阻止するため、厳重検査の必要性が高い船舶に最大のマンパワーを投入し、税関の使命である社会悪物品の摘発を行うため、要員の確保をお願いしたい。

具体的には、成田税関支署においては各班1名増員して8名体制とし、監視部取締部門においては各班2名増員し、統括官を除いて8名体制とするよう要員の確保をお願いしたい。

【当局】

取締職員の皆様が、創意工夫をこらしながら強い責任感をもって日夜職務にあたられていることは十分承知しております。人員配置につきましては、従来から各部署の行政需要や当関全体の業務量等を勘案して、限られた人員の中で適正な配置を行ってきているところであります。今後とも適正な人員配置に努めてまいりたいと考えています。

(3) 遠隔地官署の要員確保

遠隔地官署においては、従来から最低限の人員で業務を行っていたところ、たびたび減員され、減員により残った職員の負担は大きく増加している。また、遠隔官署は管轄範囲が広く、検査等を行う際の移動を官用車でやっているが、官用車の運転は2名で行うこととなっているため、庁舎を一時閉庁しなければ、検査すら行えない官署もある。

さらに、政府が掲げている観光立国目標では、遠隔官署が所在するような地方都市への訪日外国人の誘致がすすめられており、旅具・取締共に要員は必要である。当局が、厳しい定員事情の中で人員配置を行っている



藤枝副委員長

ことは理解するが、遠隔地官署の要員確保については配慮をしていただきたい。

特に、前橋出張所においては、本年の人事異動において再任用者が退職され、後補充がなかったことから、4名体制での業務処理を余儀なくされ、2名体制の太田派出所から応援をもらって業務を行う等、人員減は限界に達している。そのため、1名の要員確保をお願いしたい。また、前橋出張所の上席審査官は、管理・総括事務から相談対応まで多様な業務を行っているが、出張所長が会議等により不在となる場合が多いことから、統括審査官の新設をお願いしたい。

【当局】

遠隔地官署におきましては、限られた人数で幅広い業務を行っているところ、職員の皆さんが強い責任感を持って職務に取り組む、日々御苦労されていることは重々承知しているところであります。公務員を取巻く行財政事情が厳しいところではありますが、遠隔官署特有の事情を考慮しながら、適正な人員配置に努めていきたいと思っております。

(4) 羽田税関支署の要員確保

羽田税関支署統括審理官（検査部門）は、旅客の増加に伴って事件数も増加しており、現行の人員では処理しきれない状況にある。以上のことから、羽田税関支署統括審理官（検査部門）

を各部門2名増員し6名体制にしていただきたい。

(5) 東京外郵出張所の要員確保

一昨年4月から「輸入してはならない貨物（関税法第69条の11）」に追加された指定薬物は、件数は減少してはいるものの、摘発は止まっておらず、東京外郵出張所で社会悪等の摘発処理を一手に引き受けている通関総括第2部門は、今も忙しい部門であることに変わりはない。さらに、東京外郵出張所では、昨年4月にガスクロマトグラフ質量分析装置（ガスクロ）が本格稼働し、これの鑑定の立ち合い及び保守・点検等も通関総括第2部門が行っており、業務負担が増加していることから、通関総括第2部門に増員をお願いしたい。

(6) 検査部門を含めた通関官署の要員確保

当関は、日本最大の海上官署である大井出張所及び航空官署である成田航空貨物出張所を有しており、申告件数も膨大で申告内容も多岐にわたり、他法令に該当する貨物も多いなど高い専門性も要求される。さらに、今後、申告官署の自由化等による輸出入申告件数の増大に対応するためにも、検査部門を含めた通関官署の要員確保をお願いしたい。

【当局】

今の話を持ったそれぞれの職

場において、職員の皆さんが強い責任感を持って職務に取り組み、日々苦勞されていることは十分承知しております。要員の確保につきましては、先ほどから申し上げているところではあります。今後ともできる限りの努力してまいりたいと考えています。

【奥平委員長】

定員に関しては、組合員の関心の強い事項であり、この現場でも「人が足りない」という声を聞いている。そのため税関労組としても附帯決議獲得行動を始めとして、査定当局の担当者に細かい説明をさせて頂いている。その結果もあつてか、定員合理化計画の下にあつても、マイナス3の査定となり、要求数との差し引きで137名の純増があつたことから査定当局としても税関業務に対して人を付けないければならないという意思を感じている。当局にあつては引き続き東京税関の特色をアピールし定員要求をしていただきたい。また、例えば、平成29年度の予算獲得では、西側の税関では大型クルーズ船の対応ということで定員が付いた実績があつた。東京税関でもクルーズ船の対応があるため、東京もそういった点にポイントを絞っていたら、現場が課せられた使命を果たせるようにしていただきたい。

議題3 職員の健康管理と安全対策について

1. 健康管理対策
税関は、当直勤務等特殊性的

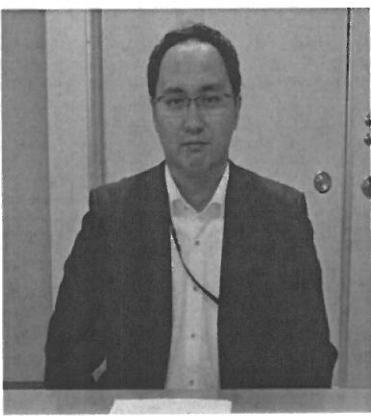
ある職場が多く、とりわけ当関においては、当直部門に加え、シフト勤務を行っている部門に従事する職員を含めると1,000人を超えており、他関と比べて、心身への負担を招きやすい職場環境が多いと言える。当労組としても、職員の健康維持は職務を遂行する上での基本であり、組織の活性化を図る上で極めて重要であると考えている。健康管理は個人の問題に留まらず、組織全体の課題であると捉え、引き続き健康管理施策の維持をお願いしたい。

【当局】

職員の皆様方の健康管理につきましては、業務運営における最重要事項であると認識しており、会議等の機会がある毎に管理者等に対して、職員の心身にわたる健康管理に十分配慮するよう注意喚起をしているところであり、今後とも、必要な健康管理施策の実施に努めてまいります。

2. メンタルヘルス対策

当局が各種メンタルヘルス対策に努めているのは承知しているが、依然としてメンタルヘルス疾患を抱える部門において



小松執行委員

は、部門職員の業務負担が増加している。

当局においては現状でもストレスチェック等様々な対策を行っていたりしている。引き続きメンタルヘルス施策の維持をお願いしたい。

また、職場復帰する職員に対しては、業務内容や職場の人間関係など、個々の事情を考慮して復帰しやすい職場環境作りを引き続き努めていきたい。

【当局】

メンタルヘルス対策に関しましては、従来からその重要性を十分認識し、職場の実情に応じた各種の施策を講ずるとともに、各管理者には職員に対する身上把握の徹底及びきめ細かい配慮に心掛けるよう指導・徹底しているところであり、

職員のメンタルヘルス対策に関する施策につきましては、人事院等における指針等に基づきまして、健康管理医、カウンセラー等による健康相談、指導及び体験カウンセリングの実施。職場復帰や再発防止にあたりましては、各現場の管理者、家族、主治医、健康管理医との連携を密にした職場復帰プログラムの策定等の対応等、所要の措置を講じてきたところであり、今後ともメンタルヘルス対策については十分配慮していきたいと考えています。

3. 各種ハラスメント対策

各種ハラスメント対策については、全職員に対して相談員を含めた意見交換会を実施する等

これまで種々の対応がとられていたことは承知しているが、引き続き、未然防止に向けた取り組みや、発生した場合の早急な対応と二次被害の防止や被害者の配転等最大限の努力を払っていただきたい。

【当局】

セクハラ、パワハラについては、職場の能率、或いは職場秩序に悪影響を与える重大な問題であると認識しており、これまでに種々の防止対策を講じています。具体的には、各種講演や各管理者研修において、セクハラ防止、パワハラ防止に対する講義を実施しているほか、職員の相談窓口として、総務部総務課長談BOX、ハラスメントほっとメールの整備や管内庁舎に投書箱（職員の声）の設置等、様々な施策を講じてきたところであり、

さらに今年からは、上記にマタハラを加え、各種ハラスメント防止に向けた取組みに万全を期してまいりたいと考えておりまして、建設的なご意見等があれば遠慮なく窓口申し出ていただきたいと思います。

4. 職員運転における安全対策

職員運転に指名された職員は、港湾地区・空港施設のように常に車や物があふれている場所に加え、都内の交通量が多い場所での運転を余儀なくされている。

このような状況の中、職員の中には、異動して初めて官車を運転する職員やペーパードライバーの若手職員もいることから、

官車の運転にあつては、運転訓練の実施や、職員の適性を見極めた上での職員運転の指名をするだけでなく、職業運転手を活用するなど職員に負担をかけることのないよう特段の配慮をお願いしたい。

【当局】

まずは、職員の皆様方が、監視取締業務をはじめ、常に危険が隣あわせの職場において、日々懸命に職務に取り組んでいくことに感謝申し上げます。

職員運転に係る交通安全対策につきましては、職員運転者を対象に交通安全に対する意識の向上や運転技術の向上を目的とした警察機関による講習会に加えまして、自動車学校が主催する運転教室への派遣等を行っているところでございます。

職員運転の指名にあたりましては、必要な運転講習等を実施し、運転技術の確認や適性等を見極めた上で、運転技術上適性と認められる職員に対し行っていくものであります。

また、職業運転手の活用という点ですが、既に各署所の要請に基づき対応しているところであるものの、人数に限りがあるため、全ての要請に対応することは困難であることをご理解願いたいと思っております。職員運転の安全対策に万全を期して参りたいと思っております。

次号に続く!!